



2023年5月10日

各 位

会 社 名 株式会社 SCREENホールディングス
代 表 者 名 取締役社長 廣江 敏朗
(コード番号7735 東証プライム市場)
問 合 せ 先 上席執行役員 総務・人事担当 白石 康人
TEL (075) 414-7116

中間配当制度の導入および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2023年5月10日開催の取締役会において、下記のとおり、中間配当制度の導入および定款の一部変更に関する議案を2023年6月23日開催予定の第82回定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 中間配当制度の導入

(1) 導入の目的

株主の皆様への利益還元のための機会を充実させるため、現在年1回の期末配当に加え、中間配当制度を導入するものであります。

(2) 中間配当基準日

毎年9月30日

なお、中間配当制度の導入につきましては、これに伴う定款変更に関する議案が2023年6月23日開催予定の第82回定時株主総会にて承認可決されることを条件といたします。

2. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

株主の皆様への利益還元のための機会を充実させるため、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議により剰余金の配当（中間配当）をすることができるよう所要の変更を行うものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は、以下のとおりです。

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
(事業年度) 第39条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。	(事業年度) 第39条 <現行どおり>
(剰余金の配当の基準日) 第40条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。	(剰余金の配当の基準日) 第40条 <現行どおり>
<新設>	(中間配当) 第41条 <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</u>
(配当金の除斥期間) 第41条 <条文省略>	(配当金の除斥期間) 第42条 <現行どおり>
(転換社債の転換の時期) 第42条 転換社債の転換により発行された株式に対する <u>最初の剰余金の配当は、転換の請求がなされたときの属する事業年度の初めに</u> 転換があったものとみなして、これを支払う。	(転換社債の転換の時期) 第43条 転換社債の転換により発行された株式に対する <u>期末配当および中間配当については、転換の請求が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ</u> 転換があったものとみなして、これを支払う。

(3) 定款変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 2023年6月23日(金) (予定)

定款の効力発生日 2023年6月23日(金) (予定)

以 上